

## 第1章 基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

- 静岡県では、保健医療に関する基本指針として、1988年度に最初の「静岡県地域保健医療計画」を策定し、その後、保健医療を取り巻く環境の変化に対応して、改定を重ねながら保健医療施策の推進に取り組んできました。
- 現在、医療を取り巻く環境は、かつてないほど大きな変化に直面しています。少子高齢化が急速に進行していく中で、限られた資源で、増加する医療及び介護需要に対応していくためには、今まで以上に医療と介護の連携が重要になってきます。
- こうした中、2014年6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法が改正され「地域医療構想」が導入されました。
- これまでは、医療提供体制は主として県が、介護提供体制は主として市町が整備に努めてきましたが、今後は各圏域において、病床の機能分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制を構築し、さらに在宅医療・介護の充実等により、地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるように、本計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保することが必要です。
- これらの課題に適切に対応するため、本県における保健医療に関する基本方針である現行の計画（2015年3月）についても総合的な見直しを行い、第8次「静岡県保健医療計画」として策定します。

### 第2節 基本理念

- 県民が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要なときに、安全で質の高い医療が速やかに受けられる体制の整備が不可欠です。このため、医療人材を確保し、県内各地域の現状に即して効果的に配置するとともに、医療機能の分化と連携などを推進し、医療提供体制の一層の充実を図ります。
- 健康づくりは、まず県民一人ひとりが主体的に取り組むことを基本として、家庭、事業所、地域等の連携協働により取り組みます。地域との付き合いや社会参加等の機会を増やすとともに、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）を地域の資源として活用します。また、健康や疾病に関する県民の理解を深めるとともに、健康づくりの支援やかかりつけ医・かかりつけ歯科医の推進など、発症予防や重症化予防に取り組めます。
- 「医療は限りある資源である」という認識を持ち、地域の関係者の合意のもとに適切な医療資源の配置、緊密な連携体制の構築を進め、「地域全体で支える医療」の充実により、疾病や大規模災害などから「命をまもる医療」の確保に取り組めます。
- 疾病や障害があっても、要介護状態になっても、それぞれの健康状態を保ちつつ、地域の中で安心して暮らすことのできる社会を目指して、在宅医療等の充実、リハビリテーションや介護サービスとの連携を推進するなど、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる体制の構築に取り組めます。

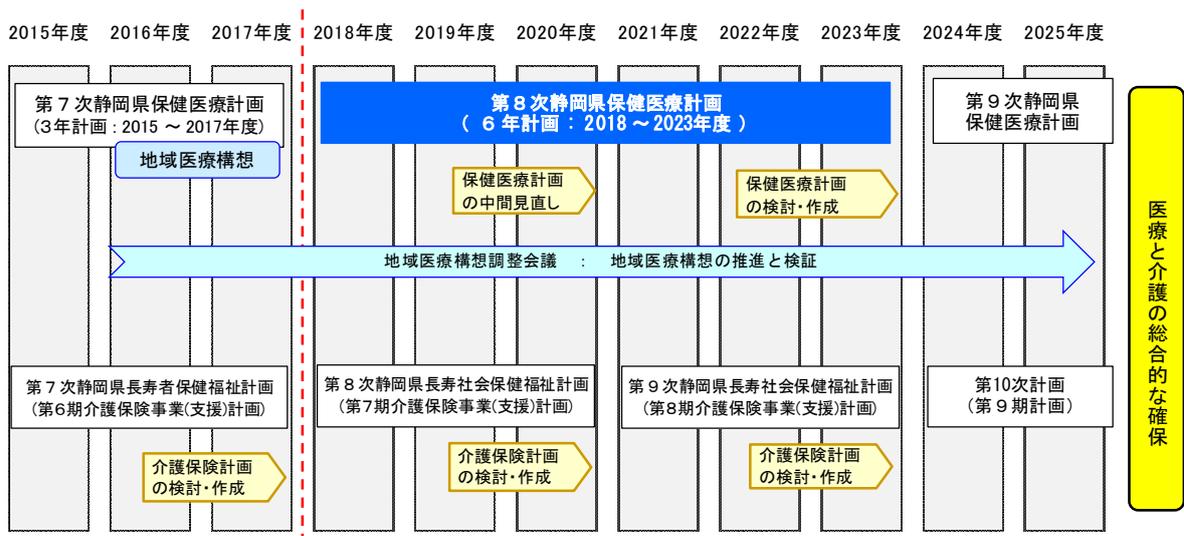
### 第3節 計画の位置付け

この計画は、次に掲げる性格を有するものです。

- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に基づく計画です。
- 静岡県の新ビジョン（総合計画）の分野別計画です。
- 本県における保健医療施策の基本指針となるものです。
- 市町及び保健・医療・福祉の関係機関・団体等に対しては施策推進の方向性を示す役割を持ち、県民に対しては、自主的、積極的な活動を促進する役割を持つものです。
- 健康増進計画や高齢者保健福祉計画等、他の健康福祉政策との連携を図り、保健・医療・福祉の一体的な取組を推進するものです。

### 第4節 計画の期間

- 2014年6月の医療法の改正により、医療計画はこれまでの5年計画から6年計画とし、2018年度からは3年ごとに改定する介護保険事業支援計画との整合性の確保を図ることとされました。
- これを受け、本計画の期間は、2018年度を初年度とし2023年度を目標とする6年間とします。また、中間年である3年目に見直しを行います。



### 第5節 2025年に向けた取組

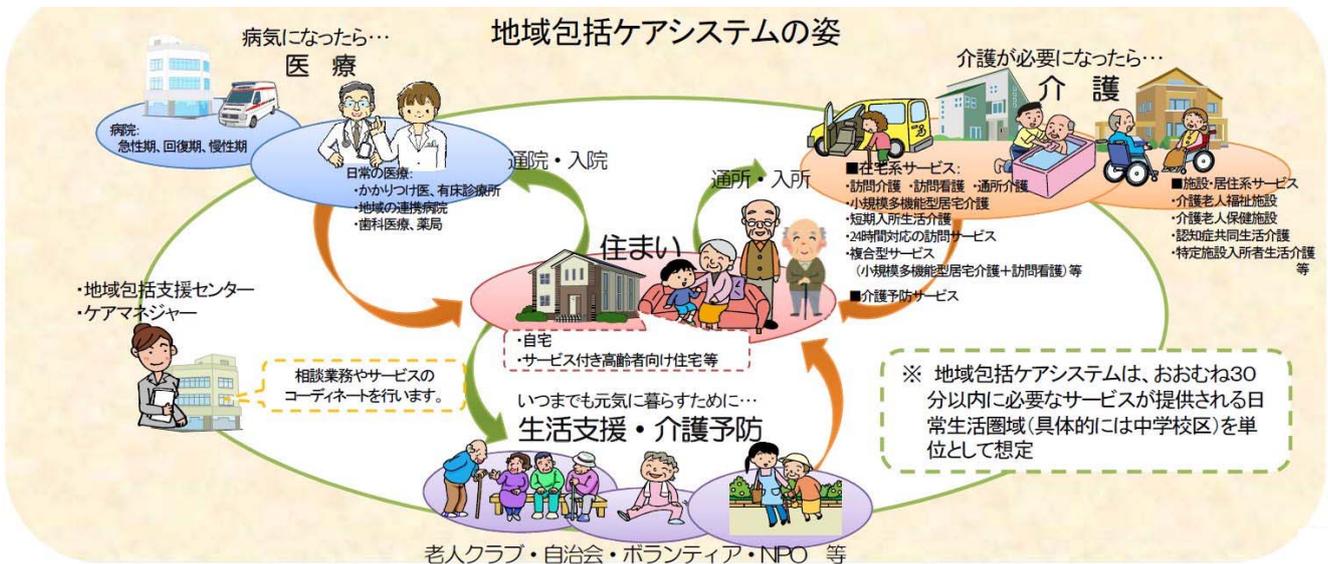
- 2025年には、団塊の世代が75歳以上となり、人口の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となると推計されています。
- そのため、医療や介護を必要とする方がますます増加することが見込まれており、この増加する医療・介護需要に対応するため、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保していくため、様々な取組が進められています。
- 本県では、2025年における医療機能別の病床の必要量、在宅医療等の必要量の推計等を行い、2015年度に「静岡県地域医療構想」を策定して、医療提供体制の目指すべき姿を示しました。
- 現在、その実現に向けて、地域の現状や課題を踏まえつつ、地域医療構想調整会議における将

来の医療提供体制を確保するために必要な協議や、地域医療介護総合確保基金を活用した医療提供体制の構築に取り組んでいます。

## 第6節 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括ケアシステムとは、2014年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（地域医療介護総合確保法）」において、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と定義されています。
- この体制は、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、必要なサービスが概ね30分以内に提供される範囲である「日常生活圏域」ごとに整備していくこととなっています。
- また、地域によって高齢化の状況、医療や介護の資源などの状況が異なることから、介護保険の保険者である市町が、地域の特性に応じ、自主性や主体性に基づき実現していくもので、県は市町の区域を超えた広域的な観点から市町の取組を支援していきます。
- この地域包括ケアシステムが、最後までその人らしく暮らすことを支えるシステムとして機能するためには、その根底には「本人の選択と本人・家族の心構え」が不可欠であることから、今後、さらに、地域包括ケアシステムの理念の浸透や県民の理解促進に取り組んでいきます。

図表1-1 地域包括ケアシステムの姿



(出典：厚生労働省資料)